

国道6号通行止めに伴う迂回費用賠償説明会質疑応答

(平成25年8月6日 相馬会場)

Q1:一般道定型の迂回ルートも使用するが、一般定型から一度国道4号に出て、再度国道49号に入りいわき市内に抜ける迂回ルートも利用した。その場合は個別に算出してかまわないか？

A1: 今回の迂回ルートは協会さまご協力のもと、できるだけ簡単なお請求方法を作成するため、定型ルートの選択肢は3つのルートに限定させていただきました。実際に走行したルートが一般道定型より距離が増加する場合は個別に増加する距離を算出させていただき、ご請求をいただきたいと思っております。

Q2:定型燃費において最大積載量が「12t以上17t未満」以上のトレーラーを使用している場合はどうしたら良いか？

A2:最大積載量17t以上の燃費については経済産業省の公示に記載されておりません。それ以上の最大積載量の車両は実効燃費を個別に算出いただきますようお願いいたします。

Q3: 迂回にて増加する人件費の請求はどのようになるのか？

A3: 今回ご案内するご請求方法につきましては、迂回により増加した燃料費、高速道路を使用した場合の高速道路料金を対象とさせていただいておりますので、その他の項目につきましては、個別にご事情をお伺いする中で判断させていただきたいと考えております。

Q4: 請求後どれくらいの期間で入金になるのか教えてほしい。

A4: 通常請求書を提出していただき1週間程度で受領した旨の葉書をお送りいたします。その時点から請求書の内容確認をさせていただき確認に数週間、その後金額が確定した時点で合意書をお送りさせていただきます。合意書の内容に合意しご返送いただき、お支払いの手続きとなります。確認させていただく内容にもよりますが、通常約4週間から5週間はお時間をいただいております。

Q5:定型ルートを使わない場合において、増加する燃料を計算する際、自分で計算した実効燃費ではなく定型燃費を使用してもよいのか？

A5:定型ルートのみを使用する場合、定型燃費のみを使用する場合は、その旨、請求書内へご記入ください。

この場合、定型ルートを使用しない増加距離、定型燃費を使用しない車両の燃費について併せて請求書内へ算出方法を含めてご記入をお願いいたします。

Q6:説明資料（A3）内、提出する書類で増加燃料費の欄に車検証と車両台帳、日報、指示書、配車台帳のいずれか1つとあるが、配達伝票は必要ではないか？

A6:運転日報等をご提出いただく目的は、ご請求いただく迂回が、国道6号通行止めに伴う迂回であるかを確認させていただくものです。運転日報には始点と終点が一般的に記入されているものと協会さまからご助言をいただいております。何時、どの車が、どこからどこへ、が確認できるのであれば、他の証憑でもご請求可能と考えます。

Q7:日報の保存期間は1年と定められている。保存していない場合はどうしたらよいか？

A7: 保存されてない場合は、何時、どの車が、どこからどこへ、が確認できる代わりの証憑をご用意いただいた上で、個別に対応させていただきます。

Q8: 実際の迂回走行は、決まったルートではなく高速道路の区間も定型ルートに当てはまらない。個別ルート作成しかないが、個別にルートを作成する場合、増加燃料一覧表の増加燃料で組み合わせでの請求は可能か？

A8: 増加燃料料一覧表については、3つの定型ルートに基づく増加距離から、増加燃料量を算出しておりますので、個別ルートの場合は、増加燃料量一覧表の増加燃料量をご使用いただくことはできません。また高速道定型については、国道6号が通行止めのため迂回し、ETCの利用証明内容が対象となる区間を通行しているか確認できる場合ご選択いただくことが可能です。ETCの利用証明の内容が対象区間を通られていない場合は、個別にルートでのご請求をお願いいたします。

Q9:その際、定型燃費の値を使用してもよいか？

A9: 増加する燃料を算出するために定型燃費をご選択いただくのは可能ですが、個別迂回ルートが増加距離はご請求の内容を確認させていただき、必要かつ合理的な範囲でお支払いをさせていただきます。

以上